

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の皆様へ

経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）

福井県では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている県内中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、令和2年3月16日に経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）を創設しました。

令和2年5月1日から、中小企業者の皆様の月々の返済負担額を減少させるため、返済期間は10年以内に、元本据置期間は2年以内となります。お取引のある（または最寄り）の各金融機関にご相談ください。

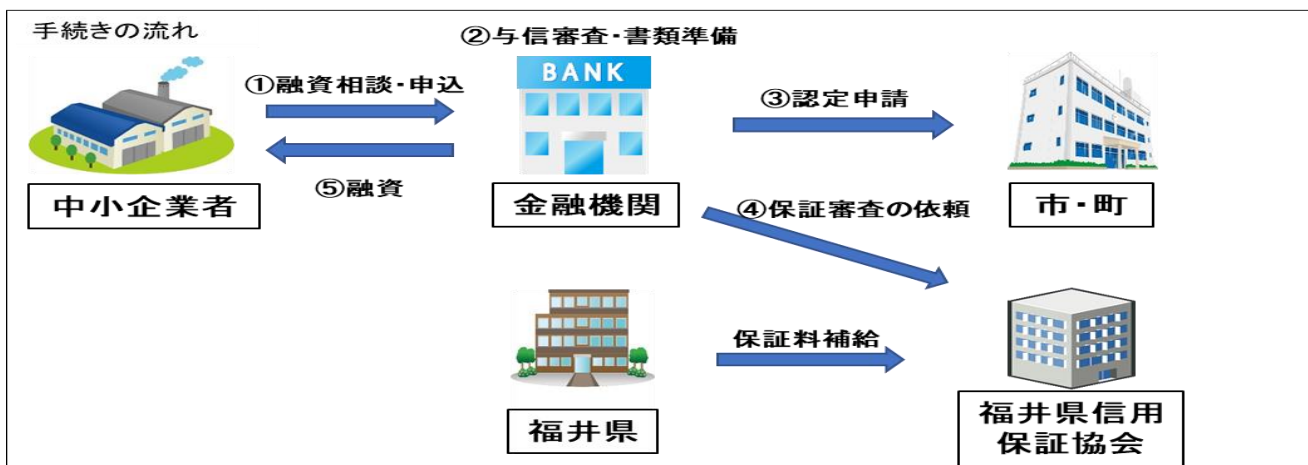
<既存の制度からの変更点>

返済期間：7年以内 → **10年以内**
元本据置期間：1年以内 → **2年以内**

【経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）の概要】

融資対象者	次のいずれにも該当する県内中小企業者 (1) 福井県新型コロナウイルス感染症対応資金を融資限度額まで申し込んでいる中小企業者 (2) 新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）
融資利率	年0.90%以下（保証付き・責任共有制度対象外）★令和2年5月1日現在（一部市町では利子補給があります。）
保証料率	県が0.7%分全額負担
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで

※金融機関および信用保証協会の審査があります。



県制度融資については

福井県産業労働部産業政策課

TEL (0776) 20-0373

保証制度については

福井県信用保証協会

TEL (0776) 33-1800

